

給水装置工事に係る
占用工事の手續等について

令和 7 年 4 月
川崎市上下水道局

目 次

第1章 占用工事の手続き

1 掘さくが川崎市道の場合

(1) 川崎市道の道路許可申請	1
(2) 面積査定	2
(3) 変更及び中止届	2
(4) 関係官公署・企業への届出	2
(5) 本復旧の手続き	3
(6) 完了届、満了届	4

2 掘さくが国道の場合

(1) 工事申込み時の提出書類	5
(2) 工事着手時の提出書類	5
(3) 面積査定	5
(4) 工事完成時の提出書類	5

3 掘さくが河川の場合

(1) 国が管理者の場合	6
(2) 県が管理の場合	7
(3) 市が管理の場合	8

4 掘さくが水路敷の場合

(1) 工事申込み時の提出書類	10
(2) 工事着手時の提出書類	10
(3) 面積査定	10
(4) 工事完成時の提出書類	10

第2章 給水装置工事に伴う土工事

1 掘さく	11
2 復旧	13

第 1 章 占用工事の手続き

道路掘さくを行う場合は、道路法第 3 2 条第 1 項又は第 3 項及び河川法第 2 4 条・第 2 6 条（第 5 5 条含む）の規定により、道路管理者等の許可を得なければならない。この占用手続は、給水装置工事の申込者が直接道路管理者等に行うものであるが、申込者から占用手続の委任を受けた場合は、本市が次の書類の提出を受け、この事務を行う。

原則、工事承認後、申請の手続きを行います。

1 掘さくが川崎市道の場合

(1) 川崎市道の道路許可申請

ア 小規模占用工事の場合（掘さく延長が 20m 以内のもの）

小規模占用工事を行う場合は、表 1 に掲げる図書を、給水装置工事申込み時に提出すること。

表 1 小規模占用工事の提出図書

No.	提出書類名	部数
1	道路占用手続委任書	1
2	給水装置工事道路占用申込書	3
3	案内図	3
4	その他市長が必要と認める書類	

イ 占用工事の場合（掘さく延長が 20m を越えるもの）

占用許可が下りるまで日数を要するので、工事申請前に設計図面 1 部を業務担当に提出し、事前協議を行った後、表 2 に掲げる図書を、給水装置工事申込み時に提出すること。ただし、事前協議回答書に意見が付されているときは、意見に基づき設計図面を修正すること。

道路管理者との現場立会いには、業務担当及び主任技術者が立会うものとする。

表 2 占用工事(掘さく延長が 20m を越えるもの)の提出図書

No.	提出書類名	部数
1	道路占用手続委任書	1
2	給水装置工事道路占用申込書	5
3	案内図	5
4	道水路台帳（写し）	5
5	平面図（配水管・給水管等を明示し、官民境界を明示、断面図との照合用の測点の明示、給水管等占用物の面積（単位㎡）及び計算式（三斜計算（投映法）、掘さく面積（単位㎡）及び	5

	計算式（三斜計算（投映法））	
6	断面図（配水管・給水管等を明示し、官民境界を明示）	5
7	その他市長が必要と認める書類	

（２） 面積査定

占用許可証を受け取ったら、許可条件に面積査定の有無を確認してください。

面積査定が必要な場合（道路占用許可書の許可条件、「８その他の特記事項は別紙のとおり」の下段に「本復旧前に面積査定を要する」と記載があります）は給水管理係の検査担当者へ面積査定の予約をしてください。当日は道路管理者と立会いを行い本復旧の範囲について査定を受けます。

（３） 変更及び中止届

申請手続済み又は工事の許可を受けた後で、工事着手前に工事の変更又は工事を取消す場合は、直ちに局へ次の図書を提出し、届出を行うこと。

ア 工事の内容を変更する場合

変更に係る表１及び表２に掲げる図書

イ 工事を中止する場合

「道路占用及び小規模工事・工事施行中止届」（１部）

※ なお、監督費の返納はありませんので注意してください。

ウ 工事期間の延長

本来、許可を受けた工事期間内に工事が完了しない場合は、工事期間が終わる２週間前までに「道路掘削工事期間の延長願」（１部）を提出し、工事期間の延長許可を受けること。

（４） 関係官公署・企業への届出

ア 警察署と消防署への手続

(ア) 警察署への道路使用許可申請

- a 道路を掘さく等する場合は、道路交通法第７７条に基づき、事前に所轄の警察署から「道路使用許可」を得なければならない。
- b 許可取得後、この許可書をサービスセンター給水管理係に提示するものとする。
- c 許可書は工事中、常時携帯すること。

(イ) 消防署への届出

- a 道路占用工事を施行する場合は、川崎市火災予防条例第 63 条第 5 号の規定に基づき、工事着工前に所轄消防署へ「道路工事及び露店開設等届」を届け出ること。なお、届出書を正・副 2 部、案内図及び掘さく承認願図を添付すること。
- b 消防受付印が押された届出書の写しをサービスセンター給水管理係に提示すること。
- c 届出用紙については川崎市のホームページからダウンロードするか、最寄の消防署で入手すること。

イ その他

掘さくに伴い、路線バスの運行、ゴミの収集等に支障をきたすおそれのある場合は、関係企業等と事前に打ち合わせておくこと。

(5) 本復旧の手続

本復旧の方法には、すべての手続を指定工事事業者が行う「舗装自費復旧」のほかに、他企業との競合により他企業が行う「他企業復旧」があり、それぞれ手続の内容が異なる。

ア 舗装自費復旧の場合

- (ア) 舗装自費復旧届及び舗装（**自費**・他企業）復旧報告書を提出し、サービスセンター受付印の押されたものを保管する。
- (イ) 本復旧完了後自主検査を行い、道路復旧工事完成届に案内図及び掘さくから本復旧までの写真を添付し提出する。
- (ウ) 占用工事完了検査書の写しを保管する。
- (エ) 満了届の提出時期に、満了届添付書類（写真も含む。）を提出する。
- (オ) 占用工事保証期間満了検査書の写しを保管する。

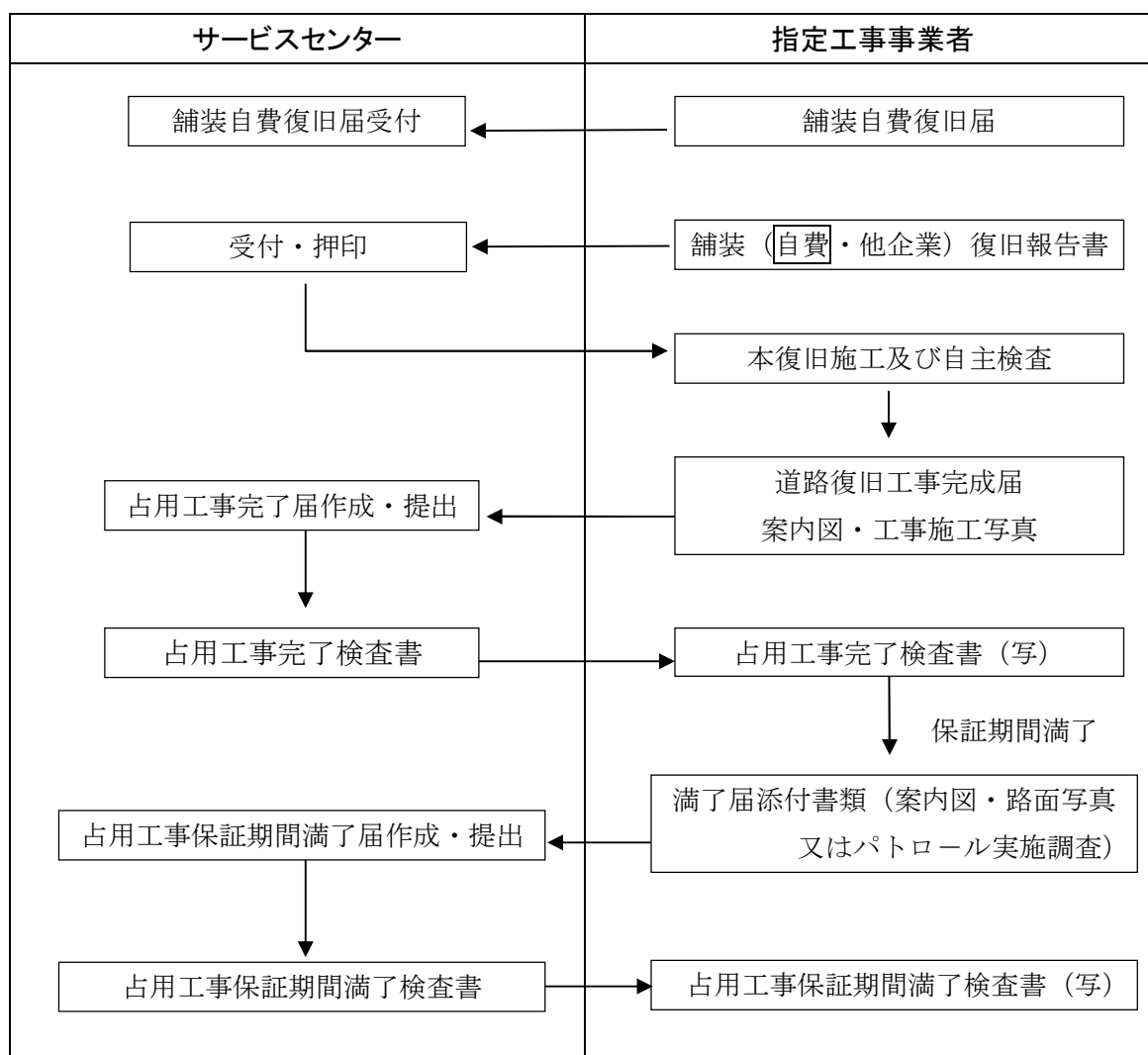


図 1-1 舗装自費復旧の流れ

イ 他企業復旧の場合

舗装（自費・他企業）復旧報告書、道路復旧工事完成届及び仮復旧までの写真をサービスセンター業務係に提出する。

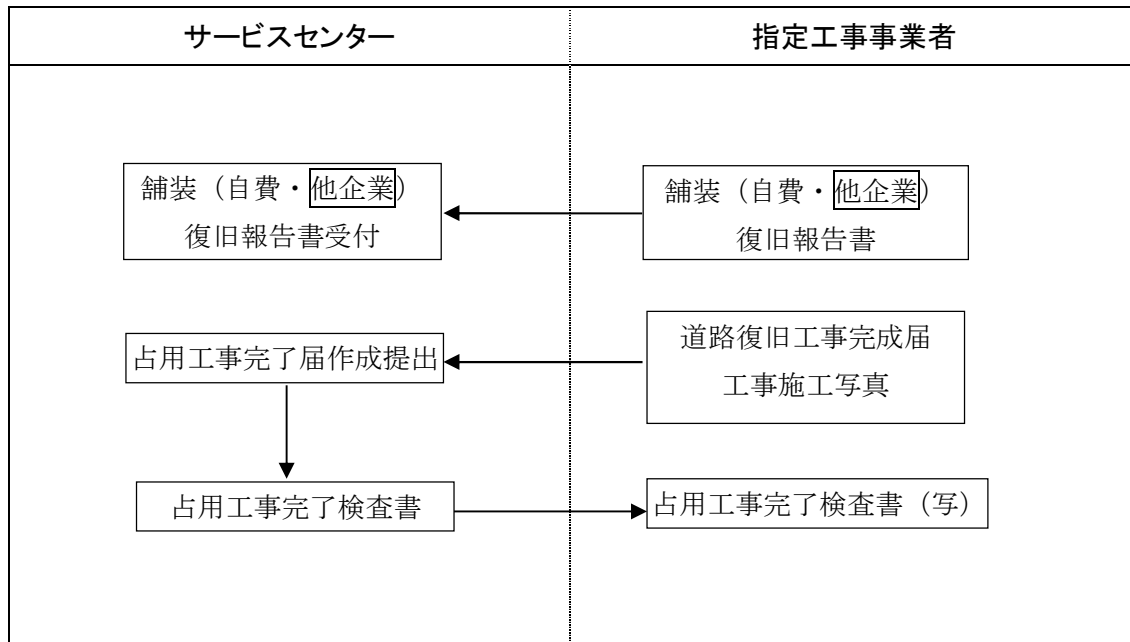


図 1-2 他企業復旧の流れ

(6) 完了届、満了届

占用工事が完了したら、速やかに必要な書類『道路復旧工事完成届 3 部（内 1 部市長あて）・舗装（自費・他企業）復旧報告書 2 部・自費復旧報告書（自費復旧のみ）及び工事写真』を提出し、道路管理者による完了検査を受けなければならない。

なお、保証期間（1 年間）が満了したときは、速やかに満了写真を提出し、道路管理者による満了検査を受けなければならない。

2 掘さくが国道の場合

市内の国道1号線、国道15号線、国道409号線（川崎区旭町2丁目から川崎市川崎区浮島町まで）、国道357号線（川崎区東扇島）については、国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所の神奈川出張所が所管し、市内の国道246号線は、保土ヶ谷出張所が所管となります。

国道の占用工事申請手続には、相当の手間と時間（許可までに2ヶ月半程度）を要します。なお、国道事務所は、指定工事業者からの直接の問合せには対応しないので、必ず局に問い合わせるようにしてください。

（1）工事申込み時の提出書類

No.	提出書類名	部数
1	給水装置工事道路占用申込書	6
2	案内図（申請箇所を朱書きで○印で表示し、「申請箇所」と明記）	6
3	平面図（掘削平面図・配管平面図等） （新設給水管を赤字で明示、撤去管は黄色で明示、官民境界を明示、給水管等占用物の面積（単位㎡）及び計算式（三斜計算（投映法・小数点以下第2位まで）、掘さく面積（単位㎡）及び計算式（三斜計算（投映法・小数点以下第2位まで））	6
4	本復旧をどの企業で行うのかがわかる書類	6
5	断面図（新設給水管を赤字で明示、官民境界を明示、他企業管の埋設状況を明示）	6
6	その他必要と認める書類 既設の情報ボックスやハンドホール等がある場合は、別の図面で明示し、歩道の切り下げを行う場合（24条）も別の図面を提出願います。（配水管・新設給水管・新設の他企業埋設物がわかるように明示）	6

※ 申請書の提出までには①相談②提出図書の修正（複数回の場合も）を行い、出張所のOKが出てからの申請書の提出になり、申請受理から許可がおりるまで、通常の工事でおおむね3週間程度はかかります。（工事内容によりさらに日数がかかる場合があります。）

（2）工事着手時の提出書類（許可証受理後、着工する前に提出）

- ア 実施工程表（大幅な変更がある場合）
- イ その他必要と認める書類

（3）面積査定

許可条件により、面積査定が必要な場合があります。

（4）工事完成時の提出書類（工事完成後、工期内に提出）

- ア 工事写真（工事前、施行中、施行後等）
- イ 本復旧が他企業の場合は、それがわかるもの

ウ その他必要と認める書類

※ 工事写真について、次の項目に特に注意願います。

工事看板・残土の積込み及び処分・入れる土等の積込み埋戻し・掘削面積・配水管の埋設深・給水管の埋設深（できれば埋設シート）・他企業管等の埋設深・転圧・現地保安現況・コンクリートカッターの排水処理など

3 掘さくが河川の場合

市内を流れる多摩川の場合は、国土交通省京浜河川事務所（東名高速までは、多摩川出張所、東名高速から河口までは田園都市出張所）が管理しています。

矢上川の渋川合流点から鶴見川合流点まで区間は、国土交通省京浜河川事務所の新横浜出張所で管理しています。

上記、国土交通省京浜河川事務所が管理する以外の河川については、神奈川県ホームページの「河川の位置と管理区域」で県が管理する河川を判断し、それ以外の河川は、市が管理する河川となります。

資料として①配水管及び給水管の埋設管情報の図面②道水路台帳の写しも用意してください。

なお、問合せは、国道事務所と違い、指定工事事業者が問合せしても問題ありません。

（1）国が管理者の場合

川崎市内の国管理の河川は、国土交通省京浜河川事務所の①多摩出張所（多摩川の東名高速多摩川橋梁まで。住所：〒206-0801 東京都稲城市大丸 3117-1 電話 042-377-7403）②田園調布出張所（多摩川の東名高速多摩川橋梁から河口まで。住所：〒145-0072 東京都大田区田園調布本町 31-1 電話 03-3721-4288）③新横浜出張所（矢上川の渋川合流点から鶴見川合流点まで。住所：〒222-0036 神奈川県横浜市長谷区小机町 2081 電話 045-476-5003）が所管しています。

提出図書は次のとおり。なお、条件により部数が追加になる場合もある。

また、川崎市道の掘さくを伴う場合は、上記「1 掘さくが川崎市道の場合」の手続きも必要となります。

ア 工事申込み時の提出書類

No.	提出書類名	部数
1	給水装置工事道路占用申込書	6
2	事業計画の概要書（事業計画の概要を具体的に記載）	6
3	位置図（1/50,000 以上、申請箇所を朱書きで○印で表示し、「申請箇所」と明記）	6
4	平面図（配水管・給水管等を明示、河川区域・河川保全区域・官民境界を明示、横断面との照合用の測点の明示、給水管等占用物の面積（単位㎡）及び計算式（三斜計算（投映法、小数点以下第2位まで）、掘さく面積（単位㎡）及び計算式（三斜計算（投映	6

	法・小数点以下第2位まで))	
5	横断図（上流から下流を見るかたちで作成、配水管・給水管等を明示し、河川区域・河川保全区域・官民境界を明示）	6
6	工程表（工種別に作成）	6
7	公図及び土地の権原に関する図書（公図は、該当範囲を着色、全部事項証明書・同意書・旧賃貸借契約書の写し等）	6
8	写真（現況写真を撮影方向がわかるようにする）	6
9	使用材料の詳細図	6
10	その他必要と認める書類	6

※ 申請書の提出までには①相談②提出図書の修正（複数回の場合も）を行い、OKが出てからの申請書の提出になり、申請から許可がおりるまで、最短でも20営業日はかかります。（協議する箇所が多い場合は、さらに日数がかかります。）

イ 工事着手時の書類提出（許可証受理後、着工する前に提出、田園調布出張所・多摩出張所とも1部）

(ア) 実施工程表

(イ) a 工事の実施方法（田園調布出張所）

b 現場責任者の任命届（多摩出張所）

(ウ) 許可証の写し

ウ 面積査定

許可条件により、面積査定が必要な場合があります。

エ 完成届の提出（工事完成后、工期内に提出、田園調布出張所は2部・多摩出張所は1部）

(ア) 工事写真

(イ) 本復旧が他企業の場合は、それがわかるもの

(ウ) 申請図等に完成範囲がわかるようにしたもの

（2）県が管理者の場合

川崎市内の県が管理する河川については、横浜川崎治水事務所川崎治水センター（住所：〒214-0038 多摩区生田 4-25-1 電話 044-932-7211）が所管します。

提出図書は次のとおり。なお、条件により部数が追加になる場合もある。

また、川崎市道の掘さくを伴う場合は、上記「1 掘さくが川崎市道の場合」の手続きも必要となります。

ア 工事申込み時の提出書類

No.	提出書類名	部数
1	給水装置工事道路占用申込書	6
2	理由書（河川区域に給水管を新設等しなければならない理由、他のルートが確保できなかったため、このルートしかない旨）	6
3	位置図（1/50,000 以上、申請箇所を朱書きで○印で表示し、「申請箇所」と明記）	6
4	平面図（配水管・給水管等を明示し、官民境界を明示、河川区域内は赤、河川保全区域は黄色で着色、流向を明示、横断面図面との照合用の測点の明示）	6
5	横断面図（申請箇所の上下流 20 から 100m 程度の横断面図、上流から下流を見るかたちで作成、給水管を明示し、河川区域内は赤、河川保全区域は黄色で着色、官民境界を明示）	6
6	工作物設計図（平面図（給水管等占用物の面積（単位㎡）及び計算式（三斜計算（投映法）・掘さく面積（単位㎡）及び計算式（三斜計算（投映法）・川の流れを矢印で記載）・詳細平面図・詳細断面図）	6
7	道水路台帳（工事箇所を朱書きで）	6
8	旧土地台帳附属地図（公図）（工事箇所と給水管が明示され、河川区域内は赤、河川保全区域は黄色で着色）	6
9	工程表（日付ではなく、許可日から何日目に○○工と記載）	6
10	写真（現況写真に配水管及び新設給水管を記載）	6
11	その他必要と認める書類 ※たとえば、No. 7 で私有地がある場合は①私有地の全部事項証明書②私有地の所有者の承諾書	6

※ 申請書の提出までには①相談②提出図書の修正（複数回の場合も）を行い、OK が出てから（川崎市河川課等他の機関への協議が必要な場合は協議終了後）申請を行い、申請から許可がおりるまで、最短でも 20 営業日はかかります。（工事内容により、県庁決裁が必要な場合は、さらに日数がかかります。）

イ 工事着手時の提出書類

許可証受理後、特に着工する前に提出する書類はありません。

ウ 立会い、面積査定

特別な場合以外は、立会い及び面積査定はありません。

エ 工事完成時の提出書類（工事完成后、工期内に提出）

(ア) 工事写真（工事前・施行中・施行後等）

(イ) 本復旧が他企業の場合は、それがわかるもの

(3) 市が管理者の場合

川崎市内の市が管理する河川については、建設緑政局道路河川整備部河川課（住所：〒210-8577 川崎区宮本町1 電話 044-200-2903）が所管します。

提出図書は次のとおり。なお、条件により部数が追加になる場合もある。

また、川崎市道の掘さくを伴う場合は、上記「1 掘さくが川崎市道の場合」の手続きも必要となります。

ア 工事申込み時の提出書類

No.	提出書類名	部数
1	給水装置工事道路占用申込書	5
2	案内図（申請箇所を朱書きで○印で表示し、「申請箇所」と明記）	5
3	平面図（配水管・給水管等を明示、掘さく箇所を明示、官民境界・河川区域境界・河川保全区域境界を明示、川の流れを矢印で記載、横断面図面との照合用の測点の明示、給水管等占用物の面積（道路部と河川部に分けて）（単位㎡）及び計算式（三斜計算（投映法）、掘さく面積（単位㎡）及び計算式（三斜計算（投映法））	5
4	断面図（上流から下流を見るかたちで作成、給水管を明示し、官民境界・河川区域境界・河川保全区域を明示、他企業管を明示）	5
5	道水路台帳（工事箇所を朱書きで）	5
6	工程表（日付ではなく、許可日から何日目に○○工と記載）	5
7	写真（現況写真に配水管及び新設給水管を記載）	5
8	その他必要と認める書類 給水管の河川共架やボックスカルバート等（断面がボックス形で内部空間をいろいろな目的に利用する鉄筋コンクリート地下構造物等）構築物の設置を伴う場合は、工作物設計図（平面図（給水管等占用物の面積（単位㎡）及び計算式（三斜計算（投映法））・川の流れを矢印で記載・詳細平面図・詳細断面図）	5

※ 申請書の提出までには①相談②提出図書の修正（複数回の場合も）を行い、OK が出てからの申請書の提出になり、市河川課等他の機関への協議が必要な場合は協議終了後に申請を行い、申請から許可がおりるまで、最短でも20営業日はかかります。（工事内容により、県庁決裁が必要な場合は、さらに日数がかかります。）

ア 工事着手時の提出書類（許可証受理後、着工する前に提出）

(7) 実施工程表

イ 面積査定

許可条件により、面積査定が必要な場合があります。

ウ 工事完成時の提出書類（工事完成後、工期内に提出）

(7) 工事写真（工事前・施行中・施行後等）

(イ) 本復旧が他企業の場合は、それがわかるもの

4 掘さくが水路敷の場合

水路敷の場合、各道路公園センターが所管します。

提出図書は次のとおり。なお、条件により部数が追加になる場合もある。

また、川崎市道と一体となっている場合は、道路申請のみの手続きで大丈夫なケースもあります。

(1) 工事申込み時の提出書類

No.	提出書類名	部数
1	道路占用手続委任書	1
2	給水装置工事道路占用申込書	5
3	案内図	5
4	道水路台帳（写し）	5
5	平面図（配水管・給水管等を明示し、官民境界を明示、断面図との照合用の測点の明示、給水管等占用物の面積（単位㎡）及び計算式（三斜計算（投映法）、掘さく面積（単位㎡）及び計算式（三斜計算（投映法））	5
6	断面図（配水管・給水管等を明示し、官民境界を明示）	5
7	その他市長が必要と認める書類	

※ 申請書の提出までには①各道路公園センターへ相談（できれば指定工事事業者と局職員で）②提出図書の修正（複数回の場合も）を行い、OK が出てからの申請書の提出になり、申請から許可がおきるまで、最短でも7営業日がかかります。（工事内容により、さらに日数がかかります。）

(2) 工事着手時の提出書類

着手届の提出は必要ありません。

(3) 面積査定

許可条件により、面積査定が必要な場合があります。

(4) 工事完成時の提出書類

工事完成後、提出する書類は次のとおり。

ア 工事写真（工事前・施行中・施行後等）

イ 本復旧が他企業の場合は、それがわかるもの

第2章 給水装置工事に伴う土工事

1 掘さく

公道内を掘さくする場合は、道路法第32条に基づくほか、「川崎市道路占用規則」に基づいて施工すること。

ア 道路、宅地等の掘さくは、1日の作業量のみとし、掘り置きはしないこと。

イ 掘さくは所定の断面にしたがって行い、布設管上の土被りが所定の埋設深さ以上となるようにし、床付面は凹凸のないよう平坦にすること。(図2-1)

ウ 公道上の給水管・移管前提給水管の埋設深さは、基本として表2-1の深さとする。なお、道路管理者、他企業との調整は適宜行う。

エ 取出し、分岐部頂点においても表2-1の深さを確保する。

オ 舗装道路の掘さくに当たっては、コンクリート・カッターを使用して所定の幅及び長さ切断し、必要箇所以外に影響部分を生じさせないようにすること。

カ 土被りの深いもの、あるいは軟弱土質等の危険箇所の掘さくは、土留等を施すこと。

キ 道路を横断する場合は、交通に支障がないよう片側ずつ掘さくし、道路管理者又は警察署長から指示があった箇所は、その指示に従うこと。

表 2-1 水道管理設深さ

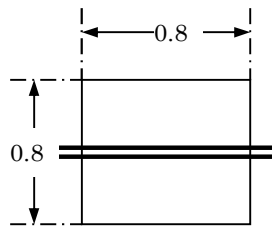
	国道・市道	私道	移管前提給水管 (Ac13cm 以下、φ300 mm以下に限る)
歩道	0.6m 以下としないこと	0.6m 以下としないこと	0.8m 以下としないこと
車道	①舗装厚・路盤厚に 30cm を加えた値以下としないこと。 ②0.7m以下としないこと。		0.8m 以下としないこと
備考	舗装構成、土質、交通状況等から道路管理者の指示がある場合又は口径が 350mm の場合は、道路管理者が定める基準※による。	維持管理に支障なく、所有者の了解を得ていること。	※Ac15cm 以上は、道路管理者との協議により埋設深さを決定する。

※ 道路管理者が定める基準

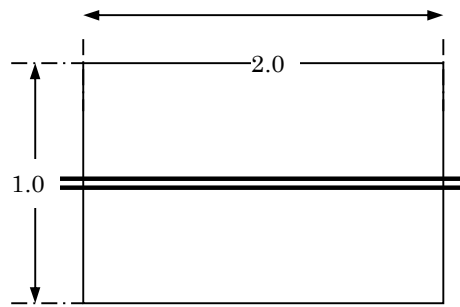
国道：道路法施行令第11条の3第1項第2号のロの規定

市道：道路占用許可基準第12条第2項第1号及び地下埋設物設置基準

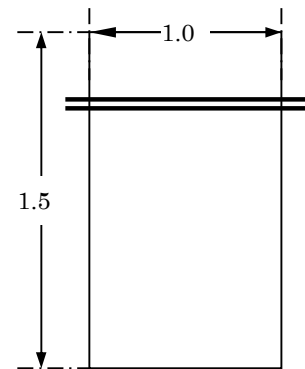
取出し平面図



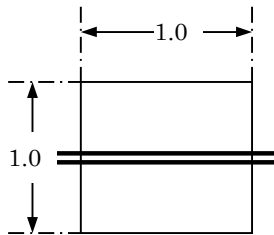
サドル付分水栓
による取出し



T 字管による取出し



不断水割 T 字管による取出し。
ただし、取出し管口径 100mm
以上の場合は、取り出す方向の
長さを 2.0m とする。



分水止め

==== : 配水管

2 復旧

ア 仮復旧

仮復旧の表層はアスコン加熱合材にて施工し、本復旧にいたるまでの間、常に良好な状態を保つこと。また、施工方法等については、川崎市道路占用規則に準拠する。

なお、本復旧をするまでの間は施工箇所を巡回し、路盤沈下、その他の不良箇所が生じたときは、直ちに手直しを実施する。

イ 本復旧

本復旧は、次の(ア)(イ)に掲げる場合を除き、指定工事事業者の責任において施工すること。なお、本復旧に必要な手続については、「第1節 占用工事」を参照し、復旧方法については、川崎市道路占用規則に準拠すること。

(ア) 局が施工する場合

(イ) 他企業（電話・電気・ガス・下水道その他公共工事）との共同施工で他企業が舗装工事を施行する場合

ウ 道路ライン等

道路ライン等は次によるものとする。

(ア) 路面表示（砂利道は除く。）

a 仮復旧及び本復旧完了後、直ちに表示すること。表示規格は、図 2-2 のとおりとする。

b 表示方法は、路面にペンキ（スプレー吹付け、刷毛塗り）で表示し、色は白色又は黄色で施工年別に輪番とする（奇数年の1月～12月：黄色、偶数年の1月～12月：白色）。ただし、仮復旧時においては、全て青色とする。

（例）平成 24 年（2012 年）：白色

平成 25 年（2013 年）：黄色

平成 26 年（2014 年）：白色

平成 27 年（2015 年）：黄色

以降、上記の例による。また、本復旧時は施工月に該当する部分は塗らないものとする。

c 表示する位置は次によるものとする。

(a) 縦断工事で延長 10.0m 以上の場合

両端にそれぞれ 1 箇所。ただし、延長が 50m を越えるものについては、道路管理者の指示に従うこと。

(b) 縦断工事で延長 10.0m 未満の場合

どちらか一方の端に 1 箇所

(c) 全横断工事の場合

路端寄りにそれぞれ 1 箇所

(d) 半横断工事の場合

路端寄りに 1 箇所

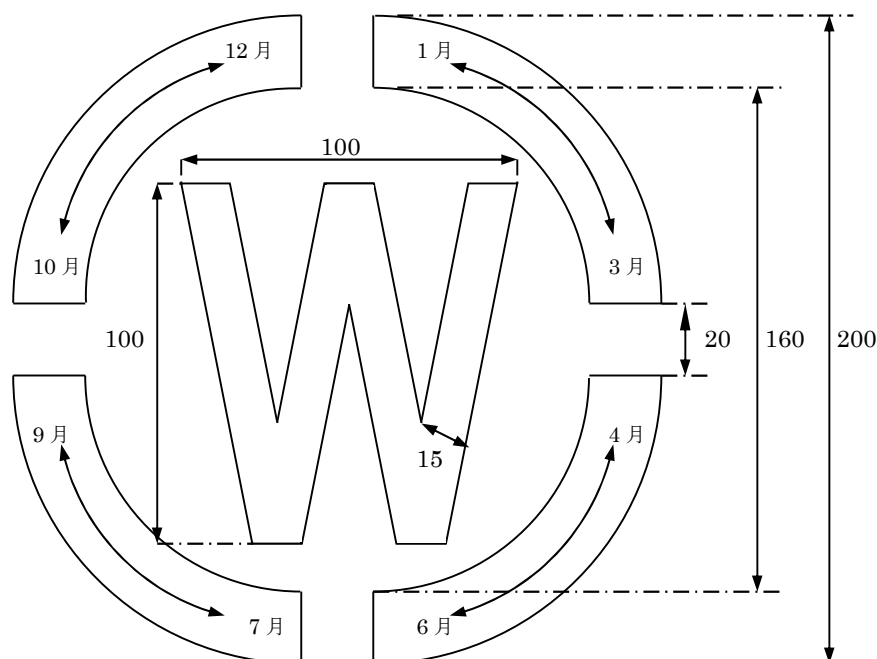


図 2-2 表示マーク (単位：mm)

(イ) 道路ライン等

- a 仮復旧完了後、直ちに仮道路ライン等を表示すること。
- b 本復旧完了後、直ちに加熱溶着型にて白線等を表示すること。

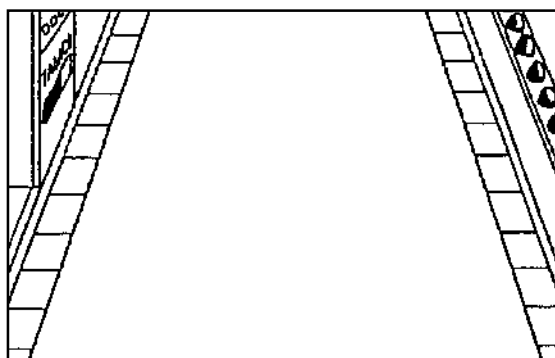
オ 工事の写真

工事完了届に写真を添付するため、工事の状況写真を以下の(ア)～(ケ)の時点で撮影すること。詳細は「占用工事施工基準」に従う。

写真全体において、同一個所を同一方向から撮影する。深さを明確にするため、スタッフ（箱尺）等を立てる。小黒板に、[工事名] [工事場所] [工事許可番号] [撮影年月日] [施行業者] [工種] を記入し写す。

(ア) 着手前

占用工事着手前に周囲の風景を写し込んだ路面の状況写真



(イ) 占用位置及び土被り

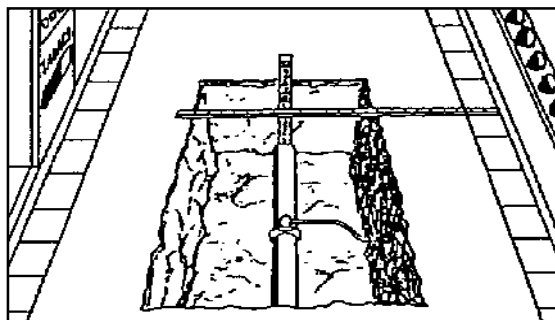
布設した占用物件の位置を明確にするため、次の項目が判明できる写真

a 土被り

地表面から地下埋設物上端部までの距離を計測した写真

b 離れ

道路区域境界から、地下埋設物の中心までの距離を計測した写真



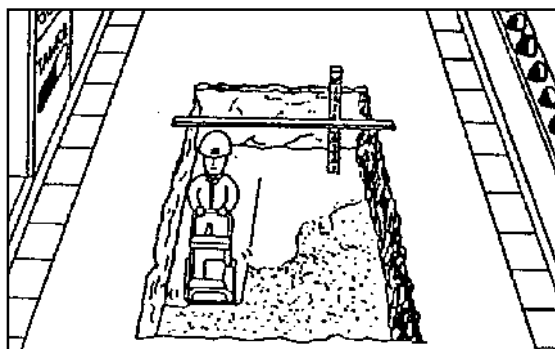
(ウ) 路床の埋め戻し

a 転圧機等で路床材を各層ごとに転圧している写真

b 路床の仕上がり面から路面までの距離を計測した写真

(締固め後の一層仕上がり厚さは 20 c m になるようにする。)

(小規模占用工事の場合、路床の厚さが 40 c m 以下の場合は、中間転圧写真は省略できる。)



(エ) 仮復旧路盤工

a 転圧機等で路盤材を転圧している写真

b 路盤の仕上がり面から路面までの距離を計測した写真

c 15 c m を超えないごと

(オ) 路面の仮復旧

a 転圧機等で転圧している写真

b 路面表示、仮道路ライン等及び周囲の風景を写し込んだ路面の状況写真

(カ) 路床面の転圧 (本復旧時)

a 転圧機等で路床材を転圧している写真

b 路床の仕上がり面から路面までの距離を計測した写真

(キ) 本復旧路盤工

a 転圧機等で路盤材を転圧している写真

- b 路盤の仕上がり面から路面までの距離を計測した写真
(路盤が2層以上にわたる場合は、層ごとにa、bの写真)
- c 15 cmを超えないごと

(ク) 舗装工

- a プライムコートを隅々まで塗布した写真。ただし、2層以上の舗装は、層間にタックコートを塗った写真も撮る。
- b アスファルト敷均し、転圧機等で転圧している写真
(舗装が2層以上にわたる場合は、層ごとにa、bの写真、層ごとの仕上がり写真)

(ケ) 完成

現況写真と同様、周囲の風景を写しこんだ写真

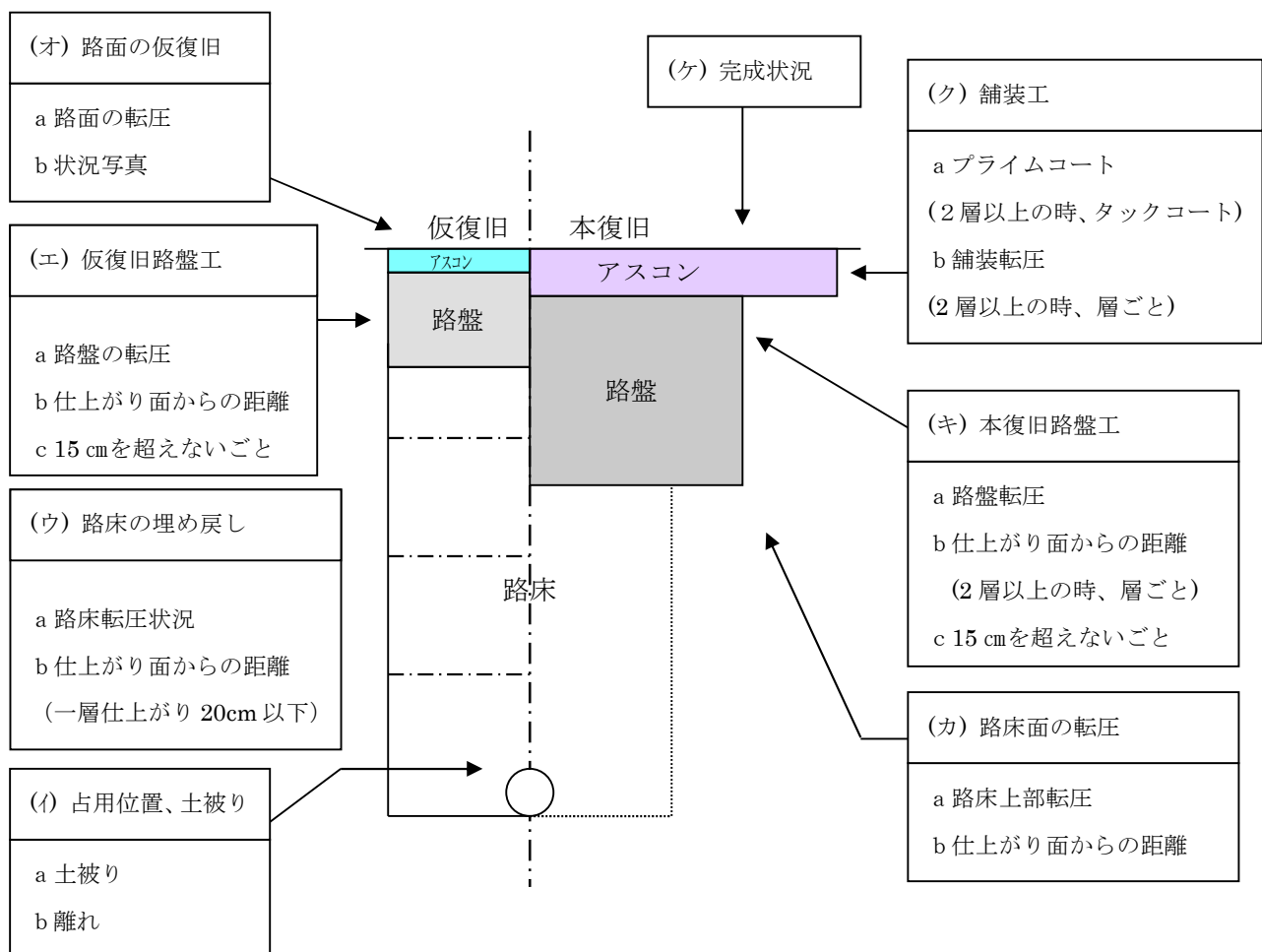
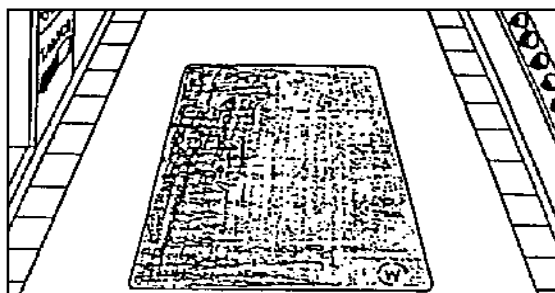


図 2-3 掘削断面図

カ 路面復旧費及び間接費（道路管理者の監督事務費）

川崎市道路占用規則第 24 条参照

キ 建設発生土及び建設廃棄物

工事施行によって生じた建設発生土、建設廃棄物等の不要物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法 137）」その他の規定に基づき、その工事施行者の責任において、直ちに運搬し処理すること。